

資生堂健康保険組合

理事長 芦田 恵美子



公告

資生堂健康保険組合規程の一部改訂について

令和 2 年 2 月 17 日開催の第 186 回組合会において、資生堂健康保険組合規程の一部改訂が承認されましたので公告いたします。

記

28. 「健康診断補助金支給規程」

旧							新							
<別表 1>補助金支給限度額及び回数							<別表 1>補助金支給限度額及び回数							
①社員(被保険者)							①社員(被保険者)							
受給対象者	支給限度額(税抜き)					支給回数	受給対象者	支給限度額(税込)					支給回数	
	男性		女性					男性		女性				
	SB健診 34歳以下	SA健診 35歳以上	SB健診 29歳以下	SA健診 30歳以上 34歳以下	SA健診 35歳以上			SB健診 34歳以下	SA健診 35歳以上	SB健診 29歳以下	SA健診 30歳以上 34歳以下	SA健診 35歳以上		
社員(被保険者)	13,500円	35,930円	18,500円	25,500円	45,000円	年一回	社員(被保険者)	14,850円	43,600円	20,350円	28,050円	53,500円	年一回	
<small>子宮頸がん検診費用加算 乳がん検診・子宮体がん検診費用加算</small>							<small>子宮頸がん検診費用加算 乳がん検診・子宮体がん検診費用加算</small>							
②被扶養者および任意継続被保険者本人							②被扶養者および任意継続被保険者本人							
受給対象者	支給限度額(税抜き)					支給回数	受給対象者	支給限度額(税込)					支給回数	
	男性		女性					男性		女性				
	NB健診 34歳以下	NA健診 35歳以上	NB健診 29歳以下	NA健診 30歳以上 34歳以下	NA健診 35歳以上			NB健診 34歳以下	NA健診 35歳以上	NB健診 29歳以下	NA健診 30歳以上 34歳以下	NA健診 35歳以上		
任意継続被保険者	13,500円	35,930円	18,500円	25,500円	45,000円	年一回	任意継続被保険者	14,850円	43,600円	20,350円	28,050円	53,500円	年一回	
被扶養者	配偶者	13,500円	35,930円	18,500円	25,500円	45,000円	被扶養者	配偶者	14,850円	43,600円	20,350円	28,050円	53,500円	年一回
	配偶者以外	—	35,930円	—	—	45,000円		配偶者以外	—	43,600円	—	—	53,500円	
<small>子宮頸がん検診費用加算 乳がん検診・子宮体がん検診費用加算</small>							<small>子宮頸がん検診費用加算 乳がん検診・子宮体がん検診費用加算</small>							

※この規約は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

以上